

## SAGA2024鹿島市競技会場管理運営要項（令和6年2月14日一部改正）

### 1 趣旨

この要項は、SAGA2024鹿島市開催競技会（以下「競技会」という。）における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、または入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定める。

### 2 定義

この要項において「会場」とは、SAGA2024鹿島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場並びに関連施設（練習会場、会議室、控室、休憩所、通路、売店、駐車場、案内所等）並びに敷地をいう。

### 3 管理運営者

この要項に基づく会場の管理運営者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

### 4 業務の処理

- (1) 会長は、その権限に属する業務の処理を行う者として、SAGA2024鹿島市実施本部の本部長（以下、「本部長」という。）を充てる。
- (2) 前項の規定により選任された者が、事故その他の事由で業務の処理ができなくなったときは、SAGA2024鹿島市実施本部の副本部長がその職務を代理する。

### 5 持込禁止物

入場者等は、会場に次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、本部長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 銃器類、その他鉄砲類と誤認させるもの
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 発煙筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用される恐れがある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼす恐れのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く）

く。)

- (10) ドライアイス
- (11) 動物類（盲導犬、聴導犬及び介助犬等身体障がい者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
- (12) 投てき等により危害を与える恐れのある物
- (13) ホイッスル、拡声器、楽器その他これらに類する大きな音が出る物
- (14) 通行に支障をおよぼす恐れのある大型又は大量の荷物
- (15) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の規定により、人が集まる空域等での飛行を禁止されているドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジオ飛行機、ラジコンヘリコプター等をいう。次条において同じ。）
- (16) その他入場者等に迷惑及び危険を及ぼし、または競技会の運営及び進行を妨げる、若しくはその恐れのある物

## 6 禁止行為

入場者等は、会場において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、本部長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること
- (3) 施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、またはみだりに操作を行うこと
- (4) 他入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは他入場者等の通行の妨害となる行為をすること
- (5) 面会を強要し、または会場内において居座ること
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱す恐れのある行為をすること
- (7) 所定の場所以外で、喫煙またはごみその他の汚物を廃棄すること
- (8) アルコール等により酩酊した状態で入場し、または入場しようとする事
- (9) 所定の場所以外への車両若しくは自転車を乗り入れ、または所定の場所以外に駐車若しくは駐輪すること
- (10) 電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること（ただし、実行委員会本部から売店出店許可を受けた者を除く）
- (11) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること
- (12) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること
- (13) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布または提出すること
- (14) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会または喧騒にあたる行為をすること
- (15) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること
- (16) 撮影を制限し、または禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること

- (17) 無人飛行機を使用すること
- (18) その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること

## 7 遵守事項

入場者等は、会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、本部長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) IDカード等は明確に見える箇所に必ず着用すること
- (2) IDカードまたは身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること
- (3) 係員等の指示、案内、誘導等に従い行動すること
- (4) 手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること
- (5) 指定された場所において観覧し、係員等からの席の移動を求められたときは、これに従うこと

## 8 入場の制限等

- (1) 本部長は、この要項に違反した者、あるいは、係員の指示に従わない者に対しては、会場への入場を拒み、または退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 本部長は、競技会場が満席となった場合その他の競技会の安全な運営のため必要と認められる場合は、入場制限を実施することができる。

## 9 雑則

- (1) 第5項及び第6項の規定は、競技会等の会場設営及び運営または撤去を行う場合には適用しないものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における会場管理についても、この要項を準用する。